ＮＰＯ法人・愛知働くもののいのちと健康を守るセンターニュース　通巻 135 号　2003.11

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町９－３労働会館　本館306号
TEL・FAX 052-883-6966　mail ZAP03421@nifty.ne.jp
URL http://member.nifty.ne.jp/aichihatarakumono/

愛労連
健康センター
主催

秋の健康学校 いよいよ開催

さわやかなはずの秋ですが、働く人たちのいのちと健康は、恒にもまして危機に瀕しています。

職場での実践を軸に、下記の内容で「秋の健康学校」を企画しました。今回も、医師・研究者・専門家など豊富な講師陣で、得をすること請け合いです。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

Ａ講座：１１月１２日（水）　講師：三栄　国康さん（愛高教）
「職場の安全衛生活動の取り組み・愛高教の経験から」

Ｂ講座：１１月１９日（水）　講師：伊藤　欽次さん（労問研）
「労働安全衛生活動の基礎・独立行政法人の場合は」

Ｃ講座：１１月２６日（水）　講師：谷藤　賢治さん（建交労）
「最近の重大労災事故の背景・トラック事故を例にして」

Ｄ講座：１２月　３日（水）　講師：大川　浩正さん（医師）
「腰痛は必ず治る・予防と具体的治し方」

時　間：各講座とも１８：３０～２０：４５
会　場：労働会館本館　２階　会議室
（金山駅から、名鉄本線に沿って、南へ徒歩約１０分）
参加費：１回５００円、４回２０００円（今回は残念ですが割引はありません。）
なるべく事前に申し込んで下さい。定員５０名。
申込先：愛知健康センター　TEL･FAX　０５２－８８３－６９６６
愛　労　連　TEL･FAX　０５２－８７１－５６１８

10・24首都 総行動

最高裁・住軽金本社へ要請

10月24日（金）早朝、名古屋駅に近藤弘子さんはじめ17名が集合。新幹線ひかりで一路東京へ。

午前中は財務省と国土交通省への抗議要請行動に合流しました。さわやかな秋の陽射しをうけながらゼッケンを着用し横断幕を掲げてビラ配布。

昼食は八田議員秘書の本村さんを煩わせて議員会館の食堂でお値打ちの食事をゆったりとることができました。

最高裁はここから徒歩で１５分のところ、今日は私たちとヒルトンホテルの解雇事件の二団体共同で約１時間ほど、鈴木事務官に要請しました。

原告の近藤弘子さん、全国センターの色部さん、東京地評の柴田さん、愛労連の伊豆原さん、原告長女の麻子さんはじめ全員が一言思いを伝えました。

「石の砦」といわれる建物の中に初めて入った住軽金・木村さんと建交労・安井さんは、人を寄せ付けない建物の雰囲気にのまれた様子でした。事務官の上司にあたる法廷担当の書記官（エリート裁判官がつとめる）に、弁護団から再三にわたって面会を申し入れているものの、全く応じようとしていません。従って上告して１年半になるのに、どのように処理されようとしているのか全くわからない状況です。

提出した署名は、

	今回提出	累　計
団体署名	６２	２，２２５
個人署名	１，９７６	３３，６３０

になりました。

阿部弁護士は「これからの６ヶ月から１年ぐらいが勝負時」と指摘していますので、支援する会も運動の飛躍が求められています。

住軽金本社へは、最高裁前からタクシーに分乗して向かいました。

本社前で総行動本隊と合流し、宣伝行動を開始。全労連を代表して池田さんから激励の挨拶を頂きました。最後にシュプレヒコールは、強制出向原告・鈴木明男さんの力強いリードで、本社に向かって拳を突きつけました。本社は、当初、前回の長時間門前宣伝などを口実にして、テーブルにつくことを拒否していましたが、結局30分に限って話し合いに応じ、18名が会議室に入りました。

団体生命保険・強制出向・スミケイ運輸不当労働行為の原告から、会社の解決責任を問う追求をおこないました。待鳥部長は「係争中ですから」という従来からの姿勢を固持し、進展のある話し合いはできませんでした。

しかし、今後話し合いの場を継続することは否定しませんでした。要請を行っている間、９争議事務局長・土井さんを先頭にして、新橋駅頭で宣伝を行いました。この行動には阿部弁護士も参加してマイクを握って呼びかけてくれました。

夜は、支援する会全国連絡会・日向寺さんの案内で、近くの居酒屋で懇親交流会をもちました。一杯入ると、疲れと緊張が解けて、正直、ベースのよい話が出てきました。元中電人権裁判原告・小池さんから「今こそ社長はじめ経営者の自宅訪問を行うべき！」という提案もされました。阿部弁護士も「あらゆる運動を並行して追求するときでは」と、ヤコブ裁判などの経験を取り上げながら話してくれました。「波をおこし、その波に乗って突き進む」という果敢な運動の構築によって勝利を手にすることが課題だ、という共通の認識が広がったのではと思っています。

スミケイ運輸の不当労働行為事件の地労委決定

愛知地労委責任回避！

税金の無駄使い偏向は許せない!!

スミケイ親交労働組合が申し立てをしていた「スミケイ運輸の不当労働行為事件」について、愛知地労委・小川公益委員は、いままで見たことも聞いたこともないような不当な決定を投げつけた。

労働者の訴えを受けるべき愛知地労委が、「ここまでよくも腐敗・偏向したものだ！」と、怒りを忘れてはならない出来事と強く感じている。何故ここまでひどい、労働者の当たり前の権利を踏みにじる地労委になったのか。原点に立ち返って、地労委の民主化運動を考えなければならない地点に来たことを示している気がする。

地労委の決定は、「申し立ては処分の日から１年以内」という規定を盾にして、林書記長（当時）への降格人事異動処分について、申し立てまでの期間が１年をわずか経過していることのみを理由とし、数々の不当労働行為の内容について一言も触れず、労働組合の救済申し立てを棄却したものである。

個人としても労働組合としても、処分後、引き続きこの降格人事のやり直しを要求していたものである。

本件の申し立ては、1999年(平成11年)３月３日であり、地労委が受理後、証人尋問などのため３１回の地労委が開催された。その後、小川公益委員の和解提案を受け、９回の地労委が開催され、今回の不当な決定までに、実に４年半もかかっている。そして、今頃になって、申し立てまでの期間が１年を経過していることのみを理由とし、申し立てを蹴飛ばしたものである。このような決定内容ならば、地労委として受理する時点で判断できるし、当然判断すべきものである。弁護人、補佐人などの労力を無駄にし、地労委委員や県職員への県税の無駄使い、証人や傍聴者の負担、無用な労使の紛争期間をことさらに長くしたことでも地労委の責任は重大である。

この点を愛知県労働部地労委事務局に要請したところ、「決定は公益委員会であって、我々には何の権限もない。」と終始した。始めに、申し立てを受理するかどうかの判断があって、審理が始まるし、地労委員の全員一斉交代があったとしても、審理は引き続き、一貫性がなければならない。

しかもこの４年半には、地労委の数々の不正常な行為があった。労働側委員が、連続５回欠席したことについて、親交労組側が対応を要請したにもかかわらず、何の対策もしなかった。また、この事件を当初担当した地労委委員の全員一斉交代、会社の傍聴者への権利侵害（翌日、傍聴者を会議室へ呼び出し１時間に渡り詰問）に対して何も対応せず、労働組合や補佐人の要請行動に対する地労委事務局の不当で、異常な対応の数々が続いた。

スミケイ親交労働組合は、不当な決定であると強く抗議する意志を確認しながらも、中央労働委員会への申し立てを断念した。その理由は、連日の長時間労働の上、東京まで足を運ぶことが非常に困難だからである。

今回の地労委の対応は、大企業関係(スミケイ運輸は、住軽金の100％出資子会社）への申し立てには逃げ腰となり、労

働者の切実な訴えには何一つ応えない、愛知県地労委の歴史に残る不法で、不当・不名誉な決定である。このことは地労委の非民主的体質を一挙に、あからさまにすることになった。小川公益委員(弁護士)は、来年度、名古屋市弁護士会会長に就任予定と聞いているが、地労委におけるこのような態度はいかがなものか心配である。法令、組織の趣旨に則り、大きな圧力に屈することなく、名古屋市民の暮らしと権利を守る立場に立って尽力してほしい。

スミケイ親交労働組合は、中央労働委員会への申し立てを断念したが、組合事務所設置に対する差別、不当労働行為(第２組合には組合事務所をいち早く設置したが、親交労組には設置を認めないことと親会社の団交拒否)について、地労委へ申し立て、引き続き粘り強く闘っている。

全国道路公害交流会

子ども達のぜん息が急増！

10月12～13日、愛知県勤労会館にて、約200名が集まった全国道路公害交流集会で、見逃せない記事を見つけましたので報告します。

名古屋市の南部を通る国道23号線（名四国道）は、トラックの通行量が多く、名古屋青空裁判において、国の責任が問われたところです。判決では、道路から２０m以内に住む原告の受忍限度を越える交通を許可した国の責任を認めて、国と企業に損害賠償を支払わせ、環境の再生を約束させました。

グラフ１を見ると、公害病と認定された患者は、1987年をピークに減っています。これは、認定された患者が死亡しているためです。あと10年もすれば認定患者はゼロになるかも知れません。

では青空は戻ったのでしょうか。そうではありません。

表１は、名古屋市教育委員会の調査による小・中・高校の児童生徒の健康診断結果です。これによると、ぜん息と診断された児童生徒の罹患率は、2002年は10年前の小学生の１．４倍、中学生では１．５倍、高校生では２．３倍に増えています。さらに、ぜん息の子どもの総数は６，３５８名にもなっています。これは、新たな患者の発生を示していて、大気汚染が全市的に進行していることを示しているものではないでしょうか。県立高校ではどうなっているか、また、他の市町村と比較してみる必要があります。

親や大人は、子ども達を蝕んでいる大気汚染・環境破壊に、もっと強い関心を払う必要があると感じました。

瑞穂通沿線に建っている10階建てマンションに住んでいる４歳の孫がぜん息を患っています。少しのことで咳き込み、食べたものを吐き出します。ベランダの物干し竿を、雑巾で拭くと真っ黒い煤が付着します。大気汚染があるのです。部屋の中には、空気洗浄機を購入して置いてありました。この11月には、道路から離れた、丘に近いところに引っ越す予定です。でも、引っ越しただけではぜん息はよくならないかも知れません。

「元をきれいにしなくては。」と、咳き込む孫を見て思いました。

（グラフ１，表１は右のページ参照）

NPO法人「愛知健康センター」いよいよ活動開始！

10月31日(金)、宮崎事務局長はじめ3名で、愛知労働局総務部、愛知県産業労働部労働福祉課、愛知県総務部市町村課を訪問しました。

ＮＰＯ法人として活動する事情を説明し、行政に統計や資料の提供を要請しました。同時に、労働安全衛生活動に対し、行政としての一層の努力を訴え、各担当者と懇談を行いました。県労働福祉課は、労基署のような権限がないことを理由に、積極的な労安対策を持っていないように思いました。

さらにその足で、愛知県庁の愛知県総務部市町村課を訪ねました。目的は、懸案になっている、市町村自治体に勤務する小中学校教職員の安全衛生管理規定の策定の件です。現在の策定状況を総括的に把握し、詳しい情報を提供するよう要請書を手渡してきました。その結果、市町村課とは改めて日時を設定し、懇談を行うことになりました。訪ねた甲斐がありました。

それぞれの訪問先で、８月に発刊した「年会誌」を紹介し、継続的な、健康センターの活動のアピールを行い、担当者の理解を深めることができました。また、他県の多くで、健康センターや安全センターが活動している、全国のネットワークを示した全国センターのパンフレットが、担当者には新鮮であったようです。今後の交流に新たな展開が期待されます。

名古屋市役所を訪れましたが、労働者の安全・衛生に関わる部署がないことが判明しました。217万の大都市にしては問題だとは思いませんか。

<表1>

	小学校			中学校			高等学校		
	受検者数	被患者数	被患率	受検者数	被患者数	被患率	受検者数	被患者数	被患率
平成5年度	137,725	3,517	2.55	67,740	1,662	2.45	15,416	140	0.91
平成14年度	115,191	4,089	3.55	53,576	1,989	3.71	13,253	280	2.11

※ 上の数値については、名古屋市教育委員会実施平成5～14年度「学校保健調査」結果　（単位：人、%）

<グラフ1>

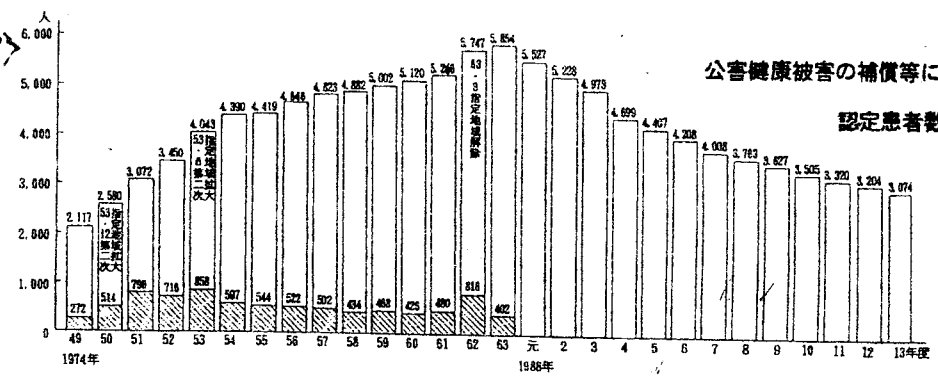

公害健康被害の補償等に関する法律による認定患者数の推移（各年度末）

現代労働負担研究会

第10回交流集会を計画

「目先の利益より人が財（たから）！」をスローガンに、現代社会の壊された職場の働き方を問い直そうと、現代労働負担研究会第10回交流集会が開催されます。この交流集会の日程は次のとおりです。参加自由ですので、是非ご参加下さい。

現代労働負担研究会　第10回研究集会　in　名古屋
場　所：労働会館東館２階ホール　会　費：２０００円

＜日程＞

１１月２２日（土）10時～17時

10:00～10:15　開会挨拶　同志社大学教授・**千田　忠男**（研究会世話人）
10:45～10:45　派遣労働者の二重の労働負担　**高森　敏次**（労働負担首都圏研究会）
10:45～11:15　人権無き移住労働者の労働負担　**本多ミヨ子**（首都圏移住労働者ユニオン）　**永原　信子**（労働負担首都圏ユニオン）
11:15～11:45　外国人労働者と派遣労働　柴崎　孝夫（浜松大学）
マクドナルドの仕事　**浜松健康クラブ**
（昼の休憩）
13:00～13:30　軍需産業の労働者の負担　**山口　健司**（人権回復を求める石播原告団）
13:30～14;00　トヨタ自動車での「もの造りは人造り」の実態を見る　**若月　忠夫**（トヨタ職自連）
14:00～14:30　トヨタの過労死事例、夫の救済を求めて　**過労死家族の会**
（休　憩）
15:00～15:30　技術・事務労働の負担　**片山　善文**（三菱神戸健康クラブ）
15:30～16:00　教師の労働負担　**千田　忠男**（同志社大学教授）
16:00～17:00　包括討論

１１月２３日（日）９時～12時

9:00～10:20　1）スズキ、過労死で息子を奪われて　**過労死家族の会**
2）新日鐵の重大災害根絶をめざして　**新日鐵職自連**
3）職場からの労働運動をめざして　**日立懇**
4）教師の労働安全衛生の実態　**今枝　正昭**（愛知健康センター）
（休　憩）
10:30～12:00　交流討論

問い合わせ先：愛知健康センター近森まで

ゆたか福祉会の不当労働行為 泰中事件を傍聴して

10月14日、愛知県地方労働委員会での福祉法人ゆたか福祉会「第２ゆたか希望の家」の職員会議で引き起こされた、愛労連・ローカルユニオン加盟の組合員に対する、人権侵害（集団つるし上げ）と不当労働行為事件の証人尋問を傍聴することができた。

前田真澄常務理事（人権・教育担当）に対する原告側代理人の、高木弁護士の反対尋問が始まって間もなく、私は、前田常務に注目した。それは、前田常務理事が、ひっきりなしに、テーブルの上のコップに手を伸ばし、水を飲み始めたからである。早い時は、15秒から20秒でコップに手を伸ばした。回数も数えたが途中で辞めた。

「嘘をつくと口が渇くのだよ。」と、隣の男性がそっと耳打ちしてくれたが、よほど口が渇いたのか、はたまた、心の動揺を必死に抑えようと努力していたのかわからないが、その後ろ姿を見ていて、背中が常に揺れていたのも印象に残った。

高木弁護士や若松弁護士が証拠資料を一つずつ確認しながら、人事・教育担当理事としての彼が行ってきた、綱領教育や各種会議での言動について尋問が進むにつれ、彼の声は次第にか細くなり、私の耳の聴力では聞き取れない時が多くなった。

なかでも、複数の職員に確認したと明らかにした尋問でも、彼は「言っていない！」と否定したし、全体を通じ開き直りとも思える答弁を繰り返し述べていたが、いずれ彼の証言内容は、ゆたか福祉会や職員にも明らかにされるだろうから、その時に、彼はどのように釈明をするのだろう。

彼は、労働組合の役員を歴任し、常任理事に送り込まれた人物であると聞いていた。しかし、彼は、労働組合運動のイロハである人権意識もなく、市民道徳や民主的なルールも理解しない、お粗末な人間であることが、地労委の答弁で明らかになった。何故、そんな人物が障害者福祉施設のゆたかの職員となり、常任理事にもなったのか不思議でならない。

いま、民主的経営と言われる職場でも、経営優先の傾向が見られるが、憲法や労働法を無視して、法律に定める労働条件も守らず、職員の人権と人格を侵すことは許されないし、ましてや、労働組合を敵視したり、差別するなど言語道断である。また、サービス残業の根絶、有給休暇の完全取得、長時間労働などの解消などは、労働基準局が、チラシやポスターまで作成して呼びかけています。職員の請求や労働組合の要求を無視したり、拒否するのではなく、その実現に向けての民主的運営に、いま真剣に取り組む時だと思う。

最後に、自らの判断で辞表を提出した前田常務理事は、速やかに辞めるべきだ。ゆたか福祉会が、一日も早く正常化し、泰中さんが明るい笑顔を取り戻し職場復帰が実現するまで、引き続き応援します。愛労連・ローカルユニオンに心から声援を送ります。

団体生命保険裁判を支援する会　事務局長
原田　弘一（健康センター理事）

ホットニュース

■学校敷地内で全面禁煙

名古屋市教育委員会は、名古屋市立の小中高校で、2004年４月から、「学校敷地内での喫煙を全面禁止にする。」との方針を突然出してきました。これによると、校舎はもちろん運動場でも喫煙することができなくなり、喫煙愛好家にとっては職場の中では喫煙できなくなります。こっそり喫煙していれば違反となり、生徒指導にも支障が出てきます。禁煙は時代の流れとなっていますが、組合に相談も無く上意下達でことを強引に進めようとするのはおかしいのではないでしょうか。「これでは成功しない。」との職場の声も出ています。

■トヨタ独身寮で自殺

愛知健康センターへの電話相談のなかに、トヨタの労働者(27歳)が、2003年１月末、独身寮で自殺されたが、これは労災ではないかという相談がありました。大学卒業のいわゆるホワイトカラーですが、勤めて４年目になって仕事の内容も変わり、指導的立場に立つようになってからストレスがたまり、半年前から「仕事を辞めたい。」と言うようになっていました。正月休みを利用して帰省した折、家族に漏らしていたようですが、残念な結果になってしまいました。最期には、うつ病になっていた可能性もあります。それにしても、相次いで過労死・過労自殺を生んでいるトヨタに大きな問題があると思います。

■国会周辺の異常な取締

10月24日、争議総行動で、参議院へ請願デモを行いました。国会議事堂の近くになると、警察が「旗竿を降ろして下さい。」と物腰柔らかく、しかし、しつこく迫ります。仕方がないので、旗竿を降ろしますが、警官がいなくなると自然に旗竿が揚がります。さすが労働者はつわものです。

参議院面会所の前に、共産党国会議員が出迎えてくれた所では旗竿が揚がっていても何も言いませんでした。そればかりか、請願を終わり都合で列から抜ける人に向かって、「解散地点までデモをしなさい！」と言う始末。警察にデモを勧められたことは初めてでした。

民主主義国家らしからぬ、国会周辺の異常な取締に腹が立ちました。

お知らせ

長時間労働・残業110番

052－682－3211

日　時:11月22日(土)10時～15時

場　所:南部法律事務所

2003年会誌「いのちと健康・愛知」の感想

１９９１年に「愛知働くもののいのちと健康を守るセンター」が発足し、13年目に、年会誌が創刊されました。'92年２月、第１期の「いのちと健康大学」に参加したのが私の「労安活動」の出発点になったことを、誌面を見ながら思い出しています。

この講座に参加された近藤直太さんがその後亡くなられた事を聞きとてもショックでした。その近藤さんの勤めていた住友軽金属に関わる争議については、支援連絡会議事務局長の土井さんの報告に詳しく書いてある。また、山田信也先生の巻頭言にあるように、先の健康大学でもこれまでの歴史的経過と今後の指針を熱っぽく講義されていました。佐々木昭三先生の研究報告や、中原東四郎元副理事長のセンター設立までの歴史等、当時の懐かしい名前が年会誌を彩っています。

愛高教の取り組みについては三栄先生が詳しく書かれており、名水労の先進的な活動や、過労死裁判の闘いについても家族の会・弁護団・支援連絡会等いずれも参考になると同時に、身につまされる事例が書かれています。住友軽金属・トヨタ自動車・スギヤマ薬品等の大手企業での過労死が主な事例ですが、「愛商連」の報告にもあるように、中小零細企業ではもっと深刻な健康破壊が進んでいるのではないかと思われます。

四日市大学経済学部教授の石井房枝先生の「産業心理学」講義の中で、労働安全衛生教育を実践しているという報告は、生徒を教える教員の立場として、とても示唆に富むものです。

（愛高教　坂　至正）

書籍紹介

年会誌「いのちと健康・愛知」

学者・医師・弁護士・活動家・会員・過労死家族からの寄稿による年会誌。執筆者は、４０名を越え、内容は豊富です。愛知健康センターの活動が、凝縮された一冊です。是非職場に一冊お求め下さい。

ご注文は

頒価　800円　　電話：０５２－８８３－６９６６　へ

お知らせ

愛知健康センター忘年会

恒例のセンター忘年会を計画しました。時間のある方はお立ち寄り下さい。

日　時：2003年１２月２７日（土）　１８：００

場　所：愛知センター事務所（会費は、飲み物代程度）

当面の日程

11月４日(火)	事務局会議	10:00　事務所
９日(日)	衆議院議員投票日	
10日(月)	教職員部会	18:30　労働会館
12日(水)	**健康学校(講師：三栄国康氏)** 全国センター常任理事会	**18:30　労働会館** 東京
14日(金)	過労死判例研究会	18:00　水野弁護士事務所
17日(月)	事務局会議	10:00　事務所
19日(水)	ゆたか福祉会地労委前田審問 **健康学校(講師：伊藤欽次氏)**	9:30～12:00　地労委 **18:30　労働会館**
22日(土)	長時間労働・残業110番 (10:00～15:00) 労働負担研究会(10:00～17:00)	南部法律事務所 ０５２－６８２－３２１１ 労働会館
23日(日)	労働負担研究会(9:00～12:00)	労働会館
26日(水)	**健康学校(講師：谷藤賢治氏)**	**18:30　労働会館**
12月１日(月)	事務局会議	10:00　事務所
３日(水)	**健康学校(講師：大川浩正医師)**	**18:30　労働会館**
４日(木)	第３回理事会	18:30　労働会館
５(金)～ ６(土) ６日(土)	全国センター常任理事会 全国センター総会 名古屋過労死家族の会総会	東京 11:00　東京 13:00　事務所
15日(月)	事務局会議	10:00　事務所
19日(木)	泰中地労委	13:30　地裁
27日(土)	健康センター忘年会	18:00　事務所